

亀田郷一斉清掃の開催

亀田郷不法投棄対策協議会では6月3日に10回目となる亀田郷一斉清掃を実施しました。

当日は、各工区、分区をはじめ地域住民など、1,321名が参加し17の班に分かれて清掃を行いました。

収集されたゴミの量はタイヤ160本、テレビ54台、冷蔵庫7台、自転車20台などで昨年と比較して増加しました。

高速道路も依然として不法投棄がありますが、地域に捨てられているゴミもまだまだ多く、今後協議会では各機関の連携を密にし、有効的な対策を講じたいと考えております。



亀田郷ソーラープロジェクトの報告

昨年の8月1日から小松堀排水路の溝畔敷地を活用して、ソーラーパネル145W規格のものを27枚（3.915kW）設置し太陽光発電の実証試験を行いました。年間総発電量4,323.5kWh、自己使用量204.5kWh、売電量4,119.0kWh、余剰電力買取制度による売電金額は約173,000円となりました。

設置費用について、ソーラーパネル、パワーコンディショナー等はソーラーフロンティア社からの無償貸与いただき、その他の資材設置費は120万円でした。実証試験は雑草対策調査と併せてしばらく延長することになっています。

再生可能エネルギーについては今年7月に余剰電力買取制度から固定価格買取制度に移行されましたが買取期間、価格はそのまま継続します。電力会社の買取費用は発電促進賦課金として全ての電力需用者に賦課されます。土地改良区は揚水機場の使用電力から試算すると使用電力量に対して年間で160万円ほど賦課されることになります。

土地改良施設の新たな活用としてメガソーラー発電施設を建設し、その発電した電力を売電収入として維持管理費軽減に充てる方策も必要なのではないでしょうか。



「台湾農業行政視察」を振り返って

6月13日から4泊5日で「台湾農業行政視察」に参加し、台湾の新潟産コシヒカリの生産状況と日本の土地改良区にあたる農田水利會の土地基盤整備や組織運営の取組について研修しましたので報告します

はじめに訪問した台北市瑠公農田水利會は、300年前に福建省から台湾に渡ってきた郭錫瑠が、20キロ以上先の青潭溪から現在の台北市内まで親子2代30年をかけて現在の台北市の水田までトンネルや川を渡る樋管を作り用水を引っ張って来た先人の名前が付いた唯一の農田水利會です。現在は、新店市瑠公圳（用水路）景観再建計画や基金を活用した農業科学技術、農産物販売、病理研究、奨学金制度、社会チャリティーなど多方面にわたる活動しています。特に注目すべきは、会員（組合員）から賦課金を徴収せずに会が運営されていることです。

瑠公圳が生活用水として、人口が流入し商工業が発展し、都市排水機能を果たしてきたことから台北市発展の歴史的事業と位置付けられています。亀田郷内の用排水路が新潟市の発展に大きく貢献してきたことと、よく似た状況が伺えました。

次に訪れた行政院農業委員會桃園區農業改良場は、コメの品種改良、栽培技術や作物の病気について研究している機関で、管内では6年前に開発した里芋の香りがする桃園3号というコメが多く栽培されています。反収はモミで600キロと日本に比べ少ないようです。その後、桃園國際空港に近い大賀良質米農場に向かいました。

大賀良質米農場は、農地面積69ヘクタール、23農家から受託し乾燥調整作業から販売まで行う組織です。責任者の陳さんの案内で乾燥機と冷蔵庫を見学しました。まだ稲刈りは始まっていませでしたが、豪雨被害を受けた台南から米を受け入れ乾燥作業中でした。台南は2月中旬に田植え、今が刈取りの時期で、台北は3月が田植えで刈取りはまだだそうです。冷蔵庫に入ると1トンパックのモミと種もみ、販売用の精米がわすかにあるだけでした。

帰りにお土産用の300グラム入りの大賀香米を頂きました。これは福井県に輸出を予定しているもので、台湾でもパッケージを工夫しながらコメの販売拡大に取り組んでいることが分かりました。

その後、今回の目的の一つである新潟産コシヒカリを作付している圃場に案内していただきました。車で数分移動して、バスを降りて砂利道を歩くと舗装道路からは見えない奥まった場所に周りの水田とは違い穂の出ている田んぼが5、6枚広がっていました。それが新潟の農家が技術指導している新潟産コシヒカリの圃場でした。稲の生育を見ると、穂はついているが数が少なく、背丈が短く、イモチ病が発生して皆さんの見立てではいくらかも収穫できないとのことでした。また種もみの持ち出しの問題もあり課題は多くあるようです。

収穫したコシヒカリは一般的な台湾米が1キロ100台湾元（270日本円）で取引されているのに対して、170台湾元（460日本円）での販売を考えているそうです。付近の田んぼを見渡すと耕作放棄地が多く見受けられました。コシヒカリを作付している水田も20年以上も耕作しなかった場所で、台湾ではコメの生産過剰から三期作から二期作に変更され水田の半分で生産調整が行われているという日本以上に厳しい状況があるようです。

最後になりますが、今回、農業各分野の専門家である皆さんと5日間行動を共にし、台湾農業の一部を見ることが出来たことは、私にとって大変貴重な経験となりました。このような機会を与えていただいたことに感謝します。

（環境整備課 遠藤二郎）



土地改良区からのお願い

組合員の資格得喪通知手続きについて（農地法第3条）

- ①経営移譲による農業者年金を受給される場合
- ②農地を相続、贈与させる場合
- ③農地を売買する場合

土地改良区の賦課台帳は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。手続きを怠りますと、農地を移動したのにいつまでも組合費が掛かることになります。速やかに「資格得喪通知書」をご提出願います。

申請書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、お住まいを所管する出張所へご提出ください。

農地の転用について（農地法第4条・第5条）

- ①分家住宅・一般住宅等を建設するため農地を転用する場合
- ②工場・店舗・事務所等を建設するため農地を転用する場合
- ③資材置場・駐車場・作業小屋等を建設するため農地を転用する場合

ご自分の農地をご自分で転用する場合、他人に農地を売ったり、貸したりして転用する場合、土地改良区への通知が必要です。

通知書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、転用する場所を所管する出張所へご提出ください。

決 済 金 に つ い て

農地を転用する際、決済金が掛かります。

田 65万円（1,000㎡当たり） 畑 16.3万円（1,000㎡当たり）

上記のとおり農地を転用する場合、決済金を納めて頂きます。これは、償還金や施設の維持管理費を周辺の残存農地が負わなければならない、組合員皆さまの過重負担を少しでも軽減させるための措置です。上記の通知書をご提出いただいた後にお支払いいただきます。

他目的使用について

使用料金（5年分）

- | | | |
|------------|--------|------------|
| ①乗入れ（橋など） | 1㎡当たり | 7,200円／5年間 |
| ②浄化槽排水 | 1人槽当たり | 1,800円／5年間 |
| ③ガス管・上下水道管 | 家庭引込 | 免 除 |

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、土地改良区の許可が必要です。速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

また、使用期間は最大で5年間ですので、引き続き使用する場合も更新手続きが必要です。使用しなくなったときも廃止手続きが必要です。

なお、無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するための撤去や復旧等の費用をご負担いただきます。また、広告看板は許可いたしません。

申請書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、使用する場所を所管する出張所へご提出ください。

賦課内訳書の同封と内容の確認について

平成20年度から賦課令書と一緒に賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在ご自身がお持ちの農地をご確認いただきたくお願い申し上げます。

その際、何かお気づきになられたり、ご不明な点等ございましたら、最寄りの出張所までお問い合わせください。

また、組合員資格得喪通知書をご提出いただいた際も、こちらにて現況等を確認するなど、更なる適正な賦課に努めてまいりますので、今後ともご理解、ご協力の程、重ねてお願い申し上げます。

不法投棄の防止にご協力を

例年、農道或いは用排水路に枯れ木や廃材、電化製品等さまざまな廃棄物の投棄が絶えません。毎年6月には、亀田郷一斉清掃ということで、組合員皆さまからご協力いただき清掃活動を実施しておりますが、一部の心無い人によって農地を取り巻く環境が脅かされています。施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費も掛かっています。

不法投棄は立派な犯罪です。目撃された方は、車のナンバー等を控え、最寄りの警察署或いは土地改良区にご一報ください。

申請書ダウンロード

土地改良区への申請や届出、申込みをする際の申請様式がホームページからダウンロードできるようになりました。プリントアウト後必要事項を直接記入して頂いても構いませんし、パソコン上で直接入力して頂いても構いません。

なお、実際にご提出頂く際は、関係図面や関係資料の添付も要しますので、ご不明な点は、土地改良区本部又は最寄りの出張所へお問い合わせください。ホームページアドレスは下記のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/>